

# 静岡県立科学技術高等学校定時制 生徒心得

本校生徒は、科学技術高等学校定時制生徒としての誇りを持ち、高校生の本分をわきまえ、お互いに協力して明るく有意義な学校生活を送るとともに、人格を磨き、特性を養い、社会人として必要な一般的知識、基本的工業技術の修得に努めなければならない。

## 1 礼儀

- (1) お互いの人格を尊重し、他人を思いやる言葉づかい、行動をする。
- (2) 他人に迷惑をかけるような行為はすべて慎む。
- (3) 行事・集会・儀式に参加するときは秩序を保ち静粛にする。

## 2 服装

- (1) 服装は清潔質素をこころがけ、本校生徒としての品位を失わないようにする。
- (2) 実験・実習の授業では、実習服を着用する。
- (3) 土足禁止の場所においては、必ず規定の上履きを着用する。
- (4) 体育館においては、規定の体操着、シューズを着用する。

## 3 校内生活

- (1) 定刻までに教室に入り、点呼を受ける。終業の点呼まで許可なく校外に出ない。
- (2) ロッカーは必ず施錠し、整理整頓を常にこころがける。
- (3) 学業に必要なもの以外は持ってこない。
- (4) 金銭や物品の管理は各自の責任で行う。自分のものには必ず記名する。
- (5) 学校の備品、公共物は大切に扱う。破損・紛失したときは場合により弁償する。
- (6) 20歳以上の生徒でも校内及び学校周辺での喫煙は登下校時を含め禁止する。行事等で校外に出る場合もこれに準ずる。
- (7) 校内における紛失物、拾得物は直ちに教職員に届け出る。
- (8) エレベータは荷物の運搬、車いす専用とし、通常の使用を禁止する。

## 4 授業

- (1) 授業の準備は始業前に終え、始業の合図で所定の座席に着席し、静かに授業の開始を待つ。
- (2) 授業の前後には「起立」「礼」のあいさつをし、学習姿勢を整える。
- (3) 授業中は私語、飲食、ゲーム等勝手な行動をしないで、学習に集中する。
- (4) 授業中のスマートフォン、携帯電話の使用は禁止する。
- (5) 実習中の休憩時間であっても、教室、工場等から出ない。
- (6) 実験・実習においては常に安全を心がける。

## 5 試験時の心得

- (1) 教室では出席番号順に着席する。
- (2) 途中退室は認めない。
- (3) 筆記具・電卓・定規等の試験中の貸し借りは認めない。
- (4) 不正行為、または疑わしい行為はしてはならない。不正行為のあった場合はその該当科目が0点になるだけでなく懲戒処分を受けなければならない。

## 6 通学・交通

- (1) 通学は、徒歩・自転車・公共交通機関（電車・バス）を利用すること。
- (2) バイク・自動車での通学は原則禁止。ただし、場合によっては許可することがある。
- (3) 2年生以上でバイク・自動車通学を希望する者は、許可願を担任に提出し、審議の上校長の許可を得て使用することができる。ただし以下の条件を満たす者に限る。
  - ア 原則として定職についていること（パート・アルバイトは定職とはならない）
  - イ バイク・自動車通学が必要な距離に居住・勤務していること
  - ウ 交通ルール・マナーを厳守すること
  - エ 成績不振科目（評定1）がないこと
  - オ 欠課時数1／5以上の科目がないこと
  - カ 自賠責保険のほか任意保険に加入していること
  - キ 車両の不法改造をしておらず、排気音が騒々しくないこと
  - ク 交通安全教室に参加すること
- (4) 許可後、上記の条件に反したり、悪質な交通事故を起こしたりした場合は許可を取り消す。
- (5) 校内の通路は徐行すること。
- (6) 交通事故が発生した場合は、加害・被害にかかわらず、速やかにクラス担任に届け出ること。また警察にも必ず届け出ること。
- (7) 車両の盗難、キズ等駐車場・駐輪場での管理について学校は一切責任を負わない。
- (8) 自転車は、ライト・反射板・ブレーキの完全なものを使用し、校内の所定の場所に置き必ず施錠する。

## 7 衛生

- (1) 校内で怪我をしたり体調が悪くなったりした場合は直ちにクラス担任・養護教諭または教職員に届けて手当てを受ける。
- (2) 保健室は緊急の場合を除き授業時間以外に利用する。
- (3) 保健室は飲食禁止とする。また安静が必要な生徒がいるので、室内では静粛にする。
- (4) インフルエンザなど伝染病にかかったときは、直ちに医者にかかりその指示に従う。登校禁止の解けるまでは登校できない。その後、必要な書類を提出する。

## 8 給食

- (1) 食堂では教職員、給食職員の指示に従い、楽しく食事できるように協力する。
- (2) 給食時間中の食堂は本校定時制生徒・教職員以外の入室を禁止する。
- (3) 食事時間は午後4時30分から午後5時25分までとする。ただし食堂への入室は午後5時20分までとする。
- (4) 使用した食器等は各自で返却カウンターに返納する。
- (5) パン、牛乳等食べ物の持ち出しは禁止する。
- (6) 電子レンジは、専用食器・加熱時間等の使用法を守り、安全に利用すること。
- (7) 食堂内でのスマートフォン・携帯電話等の使用を禁止する。

## 9 諸届・願

次の場合はクラス担任を通じて学校長に届け出る。

- (1) 病気その他の事故により欠席または欠課するとき。
- (2) 転職および住所変更したとき。
- (3) 転校、退学、復学しようとするとき。
- (4) 休学しようとするとき。ただし病気休学するときは医師の診断書を添える。
- (5) 諸証明書の交付を願うとき。

## 10 校外生活

- (1) 市民としての自覚と責任を持った行動をする。
- (2) 深夜の出歩きはしない。友達の家などに外泊しない。
- (3) 暴走族、暴力団、犯罪グループ等に接触・加入することは固く禁ずる。

## 11 その他

- (1) 校納金は決められた期間内に納入する。やむを得ぬ事情のあるときはクラス担任に申し出て指示を受ける。
- (2) 身分証明書は常に携帯する。
- (3) 地震、火災など非常事態が発生した場合、あるいは地震等の警戒宣言が出た場合は、教職員の指示をうけ行動する。
- (4) 図書館を利用する場合は、図書館職員の指示に従う。
- (5) 忌引きの日数は次の通り。ただし葬祭のため遠隔地に赴く必要のある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

父母	7日	兄弟姉妹	3日	配偶者	10日
祖父母	3日	おじおば	1日	子	5日